

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
ふなもとクリニック	鳥取市古海七一五―二	令和七年九月四日
さくらレディースクリニック 田園町	鳥取市田園町二丁目一五五番地	令和七年九月一日
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目七三番地一	令和七年九月十三日



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桜調剤薬局	米子市西倉吉町六九番地	令和七年九月一日
長谷川薬局	米子市夜見町三〇二三番地二九	〃
大崎薬局	米子市大崎一二四二番地	〃
ひらふく薬局八橋店	東伯郡琴浦町八橋宮ノ前一七〇三一六	〃